

子の福祉と父子関係について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・白浦法律事務所」代表。

妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定される(民法第772条1項)。この嫡出子推定規定は明治31年に施行された旧民法の規定と基本的に変わっていない。他方、血液型というものは明治33年にオーストリアの医学者であるカール・ラントシュタインナーによって発見されたと紹介されている。従って、この嫡出子推定規定と同趣旨の旧民法の規定は、DNA検査がないことはもちろん、自分の血液型が何であるのかということさえ当事者が認識していない時代において、嫡出子否認の訴えの出訴期間を子の出生を知った時から1年に限定することと相俟って、法律上の父子関係を早期に確定させ、家庭内の事情を公にしないという利益を保護したものと考えられている。このように、民法自体が長きに亘って法律上の父子関係が生物学的な父子関係と一致しないことがあり得ることを認めながら、早期に父子関係を確定することを重視したのである。

さて、昨今のDNA検査の技術の進歩はめざましい。私が弁護士になつたところは、指定された病院に

出向き、子と父との双方の血液を採取して検査をしていたし、かかる金額も低額ではなかったが、いまでは、とても安価であるし、2本の綿棒を口の中の左右の頬に押し当てて組織を簡単に採取することで完了する。その結果、身体的な侵襲を伴うこともないことから子が幼い場合でも短時間で終了するため泣かれて難儀することも少ない。もちろん、検査結果の信用性は抜群であり、ほぼ100%の確率で父子関係を判断できる。

このように、一方では法律的な父子関係と生物学的な父子関係が一致しない状況でも妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定して法律的な父子関係を早期に確定させてきた。しかし、他方では、DNA検査技術の進歩・発展から簡単に生物学的な父子関係があるかどうかの判断ができるようになった結果、生物学的な父子関係がないことが科学的に明らかになれば、上記嫡出子推定を覆す親子関係不存在確認請求権を認めるのかどうかという点が争われ、ついに、平成26年7月17日に最高裁第一小法廷にて判決が言い渡さ

れた。もともと、最高裁自身も、妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間の性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、親子関係不存在確認請求訴訟にて父子関係を争うことを認めてバランスを取ってきたが(最高裁昭和44年5月29日判決など)、最高裁第一小法廷にて争われた事例は、懐胎時において既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われるなどの事情が見受けられないとして親子関係不存在確認請求を認めなかったのである。

すでに私はこのコラムにて同性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき、生物学的には女性でも戸籍上男性となった者と生物学的にも戸籍上も女性である者が結婚をした場合における、第三者の男性から女性が精子提供を受けて出産した場合の子が、生物学的には女性である男性の嫡出子の推定を受けていることを紹介したことがある。生物学的な父子関係と法律的な父子関係は必ずしも一致して

いない世の中が目の前にある。父子関係で重視されているのはほぼ間違いない科学的な所見に沿った父子関係の構築なのでなく、現在及び将来を視野に入れた出生した子の福祉、子を含めた家族の幸福をどのように実現するかという点であるが、その判断は極めて難しく、上記嫡出子推定規定があるにもかかわらず、例外的に親子関係不存在確認請求を認めるべきかどうかについて裁判所が事案を通じて個別的に判断しているのかどうかという大きな問題が横たわっている。

私は、生物学的な父子関係にて親子関係を決めていくことがやはり基本ラインではないかと考えているが、結論としては民法改正を経て確認請求ができる範囲を拡大していくしかないと考えている。他方、自ら不貞行為をした女性が、自らの離婚と相俟って、後日、すでに出生した子の法定代理人になって裁判所に対して確認請求を行うという姿勢に若干の躊躇を感じている。現在の自民党の流れも考慮すると民法改正の可能性はささる低いと言わざるを得ない。